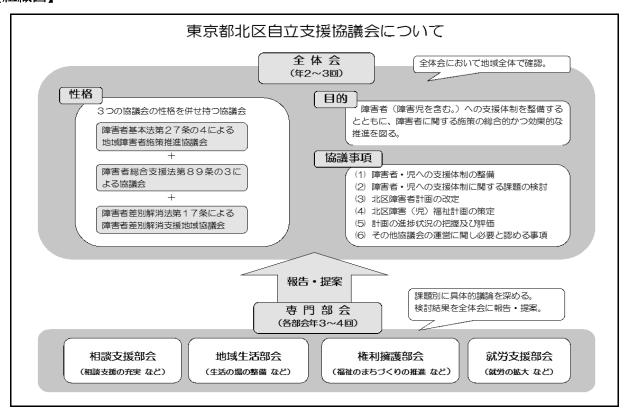
北区

【名称】東京都北区自立支援協議会

【設置年月】 平成21年3月

【運営方法】直営

【組織図】



【相談支援体制の整備状況】

基幹相談支援 センター	委託相談 支援事業所数	指定一般相談 支援事業所数 地域移行 地域定着		支援事業所数 指定特定相談	
設置予定	3	7	6	16	10

【地域生活支援拠点等の整備状況】

整備状況	整備時期	整備類型
検討中		

【日中サービス支援型共同生活援助の有無】

日中サービス支援型共同生活援助の有無

開設の有無	開設時期	
なし	_	

【全体会及び専門部会の活動回数及び委員数】

全体会の活動回数及び委員数

専門部会の活動回数及び委員数

全体会				
回数	委員数			
2	29 (5)			

専門部会の活動回剱及い安貞剱		
部会名	回数	委員数
相談支援部会	4	8 (0)
地域生活部会	4	9 (2)
権利擁護部会	4	10 (2)
就労支援部会	4	11 (1)

※「委員数」の(): 当事者の立場で委員に就任されている方の人数(再掲)

【全体会の委員構成及び活動内容】

(1)委員構成

種 別	人数	種 別	人数	種 別	人数
学識経験者	2	医療関係者	2	保健所	0
教育関係機関	2	雇用関係機関	2	企業	0
障害当事者·家族·関係団体	11	身体·知的障害者相談員	0	相談支援事業者	2
障害福祉サービス等事業者	0	社会福祉協議会	1	法曹関係者	0
民生•児童委員	1	地域住民	1	行政職員(区市町村)	3
行政職員(都)	0	その他	2		
^ -·				•	

合 計 29

委員名簿

No.	役 職	氏 名	所 属	種 別	備者	与
1	会長	川村 匡由	武蔵野大学名誉教授	学識経験者		
2		堀江 まゆみ	白梅学園大学教授	学識経験者		
3	地域生活部会長	井上 良子	NPO法人ピアネット北	障害当事者·家族·関係団体		
4		田中 淳子	北区肢体不自由児・者父母の会	障害当事者·家族·関係団体		
5		大八木 剛	北区聴覚障害者協会	障害当事者·家族·関係団体		
6		遠藤 吉博	北区視覚障害者福祉協会	障害当事者·家族·関係団体		
7		小宮 榮次	北区手をつなぐ親愛の会	障害当事者·家族·関係団体		
8		中嶋 郷子	社会福祉法人つみき	障害当事者·家族·関係団体		
9	権利擁護部会長	吉田 耕一	NPO法人北区精神障害者を守る家族会飛鳥会	障害当事者·家族·関係団体		
10		古場 亜希	NPO法人わくわくかん	障害当事者·家族·関係団体		
11		飯野 美穂	就労・生活支援センター飛鳥晴山苑	相談支援事業者		
12	相談支援部会長	横手 美幸	障害者地域活動支援室	相談支援事業者		
13		薄井 哲夫	北区町会自治会連合会	地域住民		
14		江澤 新治	北区民生委員児童委員協議会	民生•児童委員		
15		小田 政利	北区東十条在住	障害当事者·家族·関係団体		
16		高田 裕司	北区王子在住	障害当事者·家族·関係団体		
17		岸本 高明	北区赤羽台在住	障害当事者·家族·関係団体		
18		須賀田 元彦	北区医師会	医療関係者		
19		田中 道子	北区訪問看護ステーション連絡協議会	医療関係者		
20		松井 裕	都立王子特別支援学校	教育関係機関		
21		伏見 可奈子	都立北特別支援学校	教育関係機関		
22		鳥澤 直美	王子公共職業安定所	雇用関係機関		
23	就労支援部会長	小島 靖子	就労支援センター北	雇用関係機関		
24		小田切 かずのぶ	北区議会健康福祉委員会委員長	その他	区議会議	縜
25		福島 宏紀	北区議会健康福祉委員会副委員長	その他	区議会議	縜
26		窪田 禎司	北区社会福祉協議会	社会福祉協議会		
27		小野村 弘幸	健康福祉部長	行政職員(区市町村)		
28		田中 英行	健康福祉課長	行政職員(区市町村)		
29		滝澤 麻子	障害者福祉センター所長	行政職員(区市町村)		

(2)活動内容

次の事項について協議する。(1)障害者・児への支援体制の整備、(2)障害者・児への支援体制に関する課題の検討、(3)北区障害者計画の改定、(4)北区障害(児)福祉計画の策定、(5)計画の進捗状況の把握及び評価、(6)その他協議会の運営に関し必要と認める事項(障害を理由とする差別を解消するための取組等)

【専門部会の委員構成及び活動内容】

(1)委員構成

部会種別	相談支援部会	地域生活部会	権利擁護部会	就労支援部会
学識経験者	0	0	0	0
医療関係者	1	0	0	0
保健所	0	0	0	0
教育関係機関	0	1	1	0
雇用関係機関	0	0	0	5
企業	0	0	0	0
障害当事者·家族·関係団体	1	4	5	1
身体 • 知的障害者相談員	0	0	0	0
相談支援事業者	3	0	0	0
障害福祉サービス等事業者	0	0	0	2
社会福祉協議会	0	0	1	0
法曹関係者	0	0	0	0
民生•児童委員	0	1	0	0
地域住民	0	0	0	0
行政職員(区市町村)	3	3	3	3
行政職員(都)	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	8	9	10	11

(2)活動内容

部会名称	活動内容
相談支援部会	北区障害者計画【基本目標1】に関する課題等の検討を行う。 (1)相談支援の充実 (2)障害者福祉サービスの充実と質の向上 (3)保健・ 医療サービスの充実 (4)障害のある子どもの療育・保育・教育の充実
地域生活部会	北区障害者計画【基本目標2】に関する課題等の検討を行う。 (1)多様な生活の場の整備 (2)安全・安心な暮らしの確保 (3)文化芸術・スポーツ・余暇活動の推進
権利擁護部会	北区障害者計画【基本目標3】に関する課題等の検討を行う。 (1)福祉のまちづくりの推進 (2)地域交流の促進と差別解消及び権利擁護の推進
就労支援部会	北区障害者計画【基本目標2】に関する課題等の検討を行う。 (1)障害のある人の就労の拡大

【地域協議会の活動状況】

- 1 協議会の協議事項
 - ① 相談支援事業の運営体制に関すること

基幹相談支援センターの設置に向けた検討

② 就労支援に関すること

一般就労の推進、福祉的就労の充実に向けた課題の検討

⑥ 関係機関や他分野のネットワークに関すること

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置に向けた検討

⑦ 社会資源の開発及び改善に関すること

障害者グループホームの整備、高齢化への対応と地域生活の充実に向けた検討

⑧ 障害者差別解消法や条例、権利擁護に関すること

相談事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組の検討、障害者差別解消法及び障害者虐待 防止法の啓発に関する課題の検討、(仮称)北区手話言語条例の制定に向けた検討

⑩ 障害福祉計画等に関すること

北区障害者計画、北区障害福祉計画に関する進捗状況の把握及び評価

① 協議会の運営に関すること

就労支援部会の新設、障害者(児)施策に関する意見の提言の仕組みづくり

13 その他

医療的ケア児の支援に関する課題の検討、発達障害児・者の支援に関する課題の検討、防災に関する意見交換

- 2 協議会としての役割
 - ② 情報共有•情報発信

障害福祉施策の推進において必要な事項の関係機関相互の連絡調整の役割

⑤ 地域課題の整理

障害福祉に関する地域の課題を調査、審議する役割

⑥ 課題解決に向けての検討

障害者・児への支援体制に関する課題を検討する役割

⑦ 障害福祉計画等の進捗管理や調整

障害者計画の改定、障害(児)福祉計画の策定、計画の進捗状況の把握及び評価等を行う役割

⑧ 社会資源の開発及び改善

障害者・児への支援体制を整備する役割

⑩ 権利擁護•虐待防止

障害を理由とする差別を解消するための取組を行う役割

3-1 協議会における地域課題

あがっている

3-2 地域課題の把握方法

② 全体会、専門部会、各種連絡会等

3-3 地域課題に対して取り組んだ、又は取り組んでいる内容

① 相談支援の質及び量

令和2年度末までの基幹相談支援センターの設置を目指して、相談支援部会において検討を行った。官民協働による基幹相談支援センターを設置することで、専門的な相談支援ができる人材を養成し、相談支援の質及び量の改善を図っていく。

② 社会資源の開発及び改善

区内において、身体障害者のグループホームや緊急時対応のできる短期入所の不足が課題となっている。地域 生活部会において、障害者グループホームの施設見学を行い制度の理解を深めるとともに、グループホーム等の 多様な生活の場の整備に関する課題の整理や検討を行っている。

③ 権利擁護•虐待防止

権利擁護・虐待防止については、一般区民に対する障害理解の促進や法の趣旨の普及啓発とともに、現場で働く職員への支援や育成も重要である。権利擁護部会では、障害者の差別解消や虐待防止に関する課題を整理し、有効な研修プログラムの実施方法や(仮称)北区手話言語条例の制定に向けた検討等を行った。

⑥ 緊急・災害対応

緊急時に一人暮らしの高齢者や障害者の情報がわかるように配布している救急医療情報キットについて、自立支援協議会の会長等から意見を聴取するとともに、各部会において記載内容の改訂についての検討を行った。 また、地域生活部会においては、水害時の支援や福祉避難所の運営に関する課題の検討を行っている。

(7) 医療的ケア

相談支援部会において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置に向けた検討を行い、庁内連絡会開催を経て、自立支援協議会全体会において、医療的ケアを要する18歳以上も対象とした専門部会として新設することを決定した。今後、分野を超えたネットワーク作りと、地域課題の掘り起し及び解決策の検討を行う。

⑩ 就労支援

就労支援部会では、「一般就労の推進」と「福祉的就労の充実」をテーマとして、区役所や民間企業における障害者の職場体験実習の実施や、就労継続支援B型事業所等における製品の販路拡大及び工賃向上の促進、並びに障害者の高齢化への対応に関する課題の検討を行っている。

③ その他

障害福祉サービス等の現場の声が自立支援協議会へ届いていないという意見があったことから、地域課題の吸い上げができるように、関係する会議体から自立支援協議会への意見を受け付け、専門部会を経て全体会で検討し、計画等へ反映させる仕組みを作った。今年度は2件の提言を受け付け、検討を行っている。

4 平成30年度地域自立支援協議会交流会のグループ討議

【発表内容】

①私たちは○○区市町村に戻ったら、	②なぜなら、(①に決めた理由)
まず○○をします。	だからです。
地域特性の再確認をする。	地域特性の変化を委員や部会員が知ることで、地域ごとの解決すべき課題を改めて抽出することができる。また、出てきた課題に応じて期限や目的を定めてワーキンググループやプロジェクトチームを設置して検討し、それを更に専門部会でも検討して協議会に報告することにより、課題の解決を図ることができるため。

区

【その後の実施状況】

4-1その後の実施状況 未実施

4-3実施していない理由又は「その他」の状況

令和2年度に予定している障害者計画等の策定に向けて、今後、障害者の生活実態や障害福祉施策への意向を把握するためのアンケート調査を行う予定であり、その際に区内の地域特性等を分析することとしているため。